

厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けること。
- 二 地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止すること。
- 三 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行すること。ただし、復員連絡局及び同支部の廃止は同年五月十六日、舞鶴地方引揚援護局の廃止は同年十一月十六日とすること。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

「第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二―第三

十九条の四）

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条

の五―第三十九条の七）

を「第四款 削除
第五款 削除」に改める。

第五条中第二十一号、第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十六の二 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

三十六の三 国民栄養調査を実施すること。

三十六の四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に

定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に改め、「公衆衛生局」を「予防局 環境衛生局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）

第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
- 二 旅館業法を施行すること。

三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

五 ねずみ及びびこん虫等の駆除に関すること。

六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。

八 栄養改善法を施行すること。

九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

十二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関すること。

第三十条中「左の」を「次の」に、
「舞鶴地方引揚援護局
復員連絡局及び復員連絡局
地方復員部

支部を「地方復員部」に改める。

第三十五条中「左の」を「次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「普通寺市」を「高松市」に改める。

第二章第三節第四款及び第五款を次のように改める。

第四款 削除

第三十九条の二から第三十九条の四まで 削除

第五款 削除

第三十九条の五から第三十九条の七まで 削除

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中第二章第三節第五款に関する部分、第三十条の改正規定中復員連絡局及び復員連絡局支部に関する部分並びに第二章第三節第五款の改正規定は、同年五月十六日から、目次の改正規定中第二章第三節第四款に関する部分、第三十条の改正規定中舞鶴地方引揚援護局に関する部分及び第二章第三節第四款の改正規定は、同年十一月十六日から、それぞれ施行する。

(結核予防法の一部改正)

2 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

理由

公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、引揚援護局関係の地方支分部局を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

133

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）抄

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第三章 本省

第一節 内部部局（第六条―第十四条の二）

第二節 附属機関（第十五条―第二十九条）

第三節 地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）

第一款 削除

第二款 医務出張所（第三十四条―第三十六条）

第三款 地区麻薬取締官事務所（第三十七条―第三十九条）

第四款 舞鶴地方引揚換護局（第三十九条の二―第三十九条の四）

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条の五―第三十九条の七）

第六款 地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）

第三章 削除

第四章 職員（第四十二条―第四十三条）

附則

（厚生省の権限）

第五条 厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に關する基準を定めること。

二十の二 原子爆弾被爆者の医療等に關する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

二十一 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

二十一の二 国民栄養調査を実施すること。

二十一の三 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に定める栄養食品の標示の許可をすること。

二十二 都道府県又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に関し必要な事項を命ずること。

二十二の二 公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）の定めるところにより、公衆衛生修学資金を貸与すること。

二十三 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき伝染病を指定し、その適用範囲を定めること。

二十四 都道府県知事の行う伝染病汚染の建物の処分を認可すること。

二十五 臨時予防接種を都道府県をして行わせること。

二十六 性病のまん延著しいとき、都道府県知事が健康診断を行おうとする場合にこれを承認すること。

二十七 都道府県の精神病院を設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事が精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の二 都道府県又は保健所法（昭和二十二年法律第一百一号）第一条の規定に基づく政令で定める市が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の三 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定すること。

二十八 地方公共団体に対し、結核療養所の設置及び拡張を勧告し、国が開設した病院又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年法律第十六号）第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関に指定し、又はその指定を取り消すこと。

二十九 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定に基づき、検疫区域を定めること。

三十 理容師養成施設及び美容師養成施設を指定すること。

三十一 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の施行に関し都道府県知事を指揮監督すること。

三十二 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につき、その基準又は規格

を定め、必要な製品検査を行うこと。

三十三 輸出検査法（昭和三十三年法律第九十七号）の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めるところ。

三十四 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）又は栄養改善法の定める営業施設につき、臨検、検査させ、試験用物品を収去させること。

三十五 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）の規定に基づき、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に関すること。

三十六 水道及び下水道の終末処理場に関する事務を行うこと。

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

公衆衛生局

医務局

薬務局

社会局

児童局

保険局

引揚保護局

又、大臣官房に統計調査部及び国土公園部を、公衆衛生局に環境衛生部を、引揚保護局に未帰還調査部を置く。

（公衆衛生局の事務）

第九条 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国民の健康増進及び資質の向上に因り、企画し、実施すること。
- 二 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を施行すること。
- 三 国民厚生運動の普及発達を図ること。
- 三の二 原子爆弾被爆者の医療等に因する法律を施行すること。
- 四 栄養改善法を施行すること。
- 五 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
- 六 保健所の設置及び運営を指導監督すること。
- 六の二 公衆衛生修学資金貸与法を施行すること。
- 七 衛生教育及び公衆衛生従事者の再教育に因すること。
- 八 伝染病、精神障害、地方病その他特殊の疾病について伝染病及び発生防止、予防施設等の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。
- 九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。

- 十 港及び飛行場における検疫に因すること。
- 十一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
- 十一の二 旅館業法を施行すること。
- 十二 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
- 十三 ねずみ、こぶ虫等の駆除、へい獣処理場等を指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。
- 十四 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
- 十五 畜場、と畜場、と畜及び犬の狂犬病の予防に因すること。
- 十六 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
- 十六の二 環境衛生関係管業の運営の適正化に因する法律を施行すること。
- 十七 水道及び下水道の終末処理場に因すること。
- 十八 墓地、埋葬、火葬等に因すること。

十九 前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に關すること。但し、他局の所管に属するものを除く。

二十 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に關すること。

環境衛生部は、前項第十一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十条 本省に左の地方支分部局を置く。

医務出張所

地区麻薬取締官事務所

舞鶴地方引揚保護局

復員連絡局及び復員連絡局支部

地方復員部

第二款 医務出張所

(名称、位置及び管轄区域)

第三十五条 医務出張所の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道医務出張所	札幌市	北海道
東北医務出張所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越医務出張所	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
東海北陸医務出張所	名古屋市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
近畿医務出張所	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

九州区務出張所	四国区務出張所	中国区務出張所
福岡市	善通寺市	広島市
官崎県 福岡県 鹿兒島県	佐賀県 長崎県 熊本県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県 岡山県 広島県 山口県
	大分県	

179

裏面白紙

第四款 舞鶴地方引揚援護局

(所掌事務)

第三十九条の二 舞鶴地方引揚援護局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に關する事務を分掌する。

(位置)

第三十九条の三 舞鶴地方引揚援護局は、舞鶴市に置く。

(内部組織)

第三十九条の四 舞鶴地方引揚援護局の内部組織は、厚生省令で定める。

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部

(復員連絡局)

第三十九条の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に關する第十四条の二第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事務を分掌する。

又 復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東部復員連絡局	東京都	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
中部復員連絡局	大阪市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
西部復員連絡局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(復員連絡局支部)

第三十九条の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。
 復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄	区域
東部復員連絡局 仙台支部	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	
中部復員連絡局 名古屋支部	名古屋市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県	
中部復員連絡局 広島支部	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	
中部復員連絡局 善通寺支部	善通寺市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	

(内部組織)

第三十九条の七

第六款 地方復員部

復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。

(所掌事務)

第三十九条の八

地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四条の二第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十九条の九 地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄	区域
横須賀地方復員部	横須賀	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	
中	東京府 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 静岡県 滋賀県 京府府		

部	佐在保地方復員部	吳地方復員部
	佐在保市	吳市
	徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	愛知県 岐阜県 三重県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

(内部組織)

第三十九条の十 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章 削除

第四十条及び第四十一条 削除

第四章 職員

(職員)

第四十二条 厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

(定員)

第四十三条 厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。